

## 公益財団法人福岡県スポーツ推進基金役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県スポーツ推進基金（以下「この法人」という。）定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等の支給の基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは定款第11条に定める評議員をいう。ただし、評議員はすべて非常勤とする。
- (2) 役員とは、定款第23条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務先とし、かつ、概ね週3日以上法人の業務に従事する役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号において規定する報酬、賞与その他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬等の種類)

第3条 役員等に対して支給する報酬等の種類は、職務遂行の対価としての月額報酬又は日額報酬並びに費用弁償とする。

- 2 役員等には、退職手当及びこれに準ずる手当は支給しない。

(月額報酬等)

第4条 役員等のうち、常勤役員には月額報酬を支給することができる。

- 2 前項にかかわらず、この法人事務局職員が常勤役員を兼ねるときは、この規定は適用せず、公益財団法人福岡県スポーツ推進基金事務局職員の給与及び旅費等に関する規定を適用するものとする。

(報酬基準等)

第5条 前条に定める月額報酬は、常勤役員の職責、経歴及び勤務形態等を勘案の上、評議員会で決定する。

(日額報酬及び費用弁償)

第6条 非常勤の役員が、この法人の業務に従事した場合には、日額報酬及び費用弁償を支給することができる。ただし、一般職及び特別職に属する地方公務員を兼ねている非常勤役員等には日額報酬は支給しない。

- 2 日額報酬の額は、予算の範囲内において、福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年福岡県条例第17号）第3条に規定する別表第一の区分を準用する。
- 3 費用弁償の額は、福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員の例による。

(報酬等の支払)

第7条 この規程に基づく報酬等は現金で支給する。ただし、役員等の申出により、口座振込の方法により支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第8条 第4条に規定する月額報酬の支給日は毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日（公益財団法人福岡県スポーツ推進基金就業規則第11条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。